

宮崎県知事

殿

申請年月日

令和2年11月4日

移住支援金対象事業所に係る

宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領に
移住支援金対象事業所の登録を申請します。

代表者印は必ず押印してください。
※法人の場合は、法人代表者印となり
ます。

1 申請者欄	管理番号（県使用）						
フリガナ	ミヤギ キョウジ				フリガナ	ミヤギ タロウ	法人 代表 者印
事業所名 (法人は法人名)	株式会社宮崎商事				法人（事業所） 代表者の 氏名及び肩書き	代表取締役 宮崎 太郎	
本社所在地	〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1				資本金 等の額	1,000	万円 <small>※法人のみ記入。 ※社会福祉法人は基本金を記入。</small>
法人番号(13桁) ※法人は必須	800	800	010	11	11	担当者	○坂 ○子
事業所所在地 (連絡先住所)	〒 ※本社所在地と同じ場合は、記入不要です				不明の場合は、国税庁の法人番 号検索サイトを参照してください。		
メールアドレス (半角で入力)	aaa_aaaa@aaaa.co.jp				電話 番号	0985-26-7109	

2 申請者に係る確認事項（該当する欄に○を付けてください）

(1) 国が定める共通要件

注1) 個人事業主の方は⑤～⑦のみ回答してください。 注2) ※1～※2については次頁参照。

①	官公庁等でない。 ・官公庁等であっても、第三セクターで、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人であれば、「はい」に○を付けてください。	○	はい	いいえ
②	資本金10億円以上の営利を目的とする私企業ではない。 ・資本金が10億円以上であっても、資本金が概ね50億円未満の法人であって、当該企業の所在する市町村長の推薦する法人であれば、「はい」に○を付けてください。	○	はい	いいえ
③	みなし大企業ではないこと。（※1）	○	はい	いいえ
④	本店所在地が東京圏（東京、神奈川、埼玉、千葉県）ではない。 ア 本店所在地が東京圏であっても、条件不利地域（※2）にある企業であれば、「はい」に○を付けてください。 イ 本店所在地が東京圏であっても、勤務地限定型社員（勤務地を宮崎県内に限定した社員）を採用する法人であれば、「はい」に○を付けてください。→この場合、様式4別紙の誓約書も併せて提出してください。	○	はい	いいえ
⑤	雇用保険の適用事業主である。	○	はい	いいえ
⑥	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でない。	○	はい	いいえ
⑦	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。	○	はい	いいえ

(2) 県が定める要件

働きやすい職場環境づくりに取り組んでいること。	<input checked="" type="radio"/> 取り組んでいる	取り組んでいない
取組の具体例（給与・福利厚生改善、休日の確保・時間外労働の縮減、離職防止対策等） 【記入例】 ※以下のような具体的な取組内容を記載してください。 働きやすい職場「ひなたの極」認証取得済 仕事と生活の両立応援宣言宣言済 くるみん認定済 等 初任給を5,000円引き上げ、在職者も2,000円のベースアップを実施した 資格取得について助成制度有 資格を取得した場合のお祝い金制度有 社員間で年休取得カレンダーを共有し、社員全員が年間8日以上は年休を確実に取得		

(3) 誓約事項

移住支援金に関する報告（採用・定着状況調査を含む）及び立入調査について、宮崎県及び県内の市町村から求められた場合には、それに応じます。	<input checked="" type="radio"/> 誓約する	誓約しない
移住支援金対象事業所に係る登録の申請に当たって、虚偽の内容に基づき登録を受けたことが判明した場合は、当該登録の取消しに応じます。	<input checked="" type="radio"/> 誓約する	誓約しない

(4) 前年度（前年度4月1日から3月31日まで）の求人・採用状況

前年度の 求人・採用実績	<input checked="" type="radio"/>	求人 募集 あり	採用 予定 者数	4	名	採用充足数	2	名
		求人 募集 なし				(うち県外から)	1	名)

※1 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。
 ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
 ただし、下線部の『資本金10億円以上の法人』が2(1)②で本事業の対象となる場合には、同項目の判定に当たり資本金10億円以上の法人として考慮しない。

※2 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

※移住支援金受給者が1年以内に離職すると、同支援金の返還対象となります。
 登録事業所においては、受給者の定着促進・離職防止に努めていただくこととなります。